

再び定額給付金に関して

問

- ①市税等の滞納と相殺するか
- ②生活保護受給者は、臨時収入とみなすのか
- ③支給の事務手続の流れは
- ④支給開始はいつか
- ⑤市民への周知方法は
- ⑥口座振込か現金支給か
- ⑦特典付き商品券の発行を
- ⑧制度反対の人に、目的別基金への寄附を呼びかけては

答

中村市長

①今回の定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援を行うことを第一趣旨としている。また、事務において、市税等の滞納情報や定額給付金の給付状況をそれぞれ所管する部局以外で



水田 恒一 議員

利用することは、公務員の守秘義務また個人情報保護の観点から問題があり、市税等の滞納と相殺することは適当でないとは判断している。

答

総務部長

②現時点では厚生労働省では、収入認定から除外する見込みであるが、今後決定された基準により実施したい。

③給付金は、地域で使つていただくことが重要で、現在のところ基金を設置するなどして積極的に寄附をお願いする予定はない。しかし、選択肢の一つとして、ふるさと納税制度による寄附も考えられる。

③受給対象者の世帯主等に對し、市から申請書を送付し、申請者は、これに必要な事項を記入し、申請者本人が特定できる書類に加え、口座振込の場合は口座が確認できる書類を添付し、郵送あるいは直接窓口へ提出する。これらの書類を職員が審査し給付を決定する。

⑤周知方法は、4月号の広報発送時にチラシの全戸配布を予定しているが、これに加え、申請期間中は広報紙面に掲載し、また広報区長さんを通じ

周知をしたい。

⑥給付方法は原則的に口座振込であるが、一定条件では、現金給付も可能である。

⑦市が直接商店街に対するプレミアム付きの商品券は考えていないが、伊予・中山・双海地区には以前からプレミアム付きの商品券の事業が行われており、市はそれぞれに補助をしている。

答

総務課長

④5月中旬に支給開始を想定しているが、できる限り早い時期を目指して調整したい。

職員の臨時雇用に一考を

問

2月25日必着の5人の臨時職員募集は、本当に職を失った人々のためになる制度か疑問を感じる。もう一歩前進した対策を講じてほしい。

答

中村市長

県の緊急雇用創設事業に基づき募集を行い、2名の応募があり、3月2日から不法投棄・パトロールと公園管理業務

に従事してもらっている。

この方々については、通常の臨時職員と同様に年次有給休暇は1カ月に1日、6カ月で6日付与されることになっているので、面接時にも年次有給休暇を有効に使って、ハローワークでの求職活動をお願いしている。勤務時間についても所管課長に柔軟に対応するよう指示している。

答

総務課長

現在2つの事業で緊急雇用対策として臨時職員を採用したが、今後新たに雇用を創出できる事業や事務がないか、再検討して、今後の社会情勢を見ながら対策を講じたい。

若者の結婚支援策は

問

県の少子化対策事業の一環として、社団法人愛媛県法人会連合会内に、えひめ結婚支援センターが設けられた。本市においても結婚しない、できない男女が多く、親たちの悩みの種である。県の事業と連携し、県内の市町と協力して取り組んでほしい。

答

中村市長



若者の晩婚化、未婚率が上昇しているのではないかと感じていますが、結婚は個人のプライバシーに深くかわることで、個人の自由な意思に基づくもので、行政が積極的にかわることは、慎重に対応する必要があると思う。

センターとの連携については、調査研究を行い、協力体制を検討したいと思っております。

県内市町との協力については、広く参加を求める事業では、単独よりも広域的に取り組むことで効果もより大きくなるかと考えられるので、近隣市町、あるいは中予地区の自治体と連携を図ることも検討したい。

その他の質問事項

- ・聴覚言語障害者の生活支援について
- ・中小団地内の私道について